

## 2022年度 海外渡航を理由とする休学取り扱いについて

学務課

海外渡航を理由とする休学の取り扱いについて、2021年度においては、学生海外派遣に際し設定している「学生の海外派遣に関する基準」に準じて、**外務省の感染症危険情報レベル2~4の国・地域への海外渡航を理由とした休学は認めないこと**としていました。

2022年度においては、この方針を原則としつつ、下記に定める条件を満たした場合には、**外務省の感染症危険情報レベル2~3の国・地域であっても海外渡航を理由とした休学を認めること**とします。

ただし、この取り扱いについては、依然として新型コロナウイルスの感染拡大状況が継続していることから、現地渡航を推奨するものではないことについて、改めてご了承ください。

### 【海外渡航を理由とする休学を認める条件】

以下の全項目について、学生及び保証人が確認し、条件を満たす場合のみ休学を認める

- ・海外渡航に関し、学生が強く希望し、保証人が同意していること
- ・外務省の危険情報レベル2~3の国・地域への渡航について、学生及び保証人がそのリスクを理解し、渡航によって生じる責任を負うこと
- ・渡航先の国・地域が日本からの入国を認めており、ビザを発給していること
- ・学生及び保証人が、渡航先の国・地域における感染状況、感染防止策、医療体制、入国時の水際対策、帰国時の防疫措置、渡航手段について把握し、対応できることを確認していること
- ・渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険に加入していること
- ・渡航期間が3か月以上であること
- ・渡航の目的は留学またはインターンシップに限り、渡航中は大学や語学学校等の教育機関もしくは受け入れ団体・機関等に属すること
- ・渡航先で感染または感染の疑いが生じた場合、現地での相談機関、検査・医療機関を予め具体的に把握し、生活物資を確保できること
- ・(留学の場合) 留学先機関において、国外からの留学生の受け入れを許可しており、対面授業が実施されていること。また、十分な防疫措置が整っていることが確認できること
- ・渡航先が外務省の危険情報レベル4となる等、帰国勧告が発出された場合は、渡航先や大学の指示に従うこと
- ・渡航中、大学から2か月に1回程度メールにて安否確認を行うため、大学からメールがあった際には必ず確認・返信すること
- ・渡航にあたり「たびレジ」「在留届」に登録すること

休学の手続きにあたっては、「休学願」に加え、「海外渡航を理由とする休学に関する同意書(2022年度)」(上記条件を満たしていることを確認する書類)の提出が必要です。「休学願」の用紙の配付は学務課にお問い合わせください。「同意書」は「[本学公式サイト](#)>[学びの特色](#)>[国際交流・留学](#)>[海外渡航にあたって](#)>[休学等個人での海外渡航について](#)」よりダウンロード可能です。